

## 平戸市人事給与システムリプレイス業務公募型プロポーザル実施要項

### 1. 目的

本要項は、「平戸市人事給与システムリプレイス業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

平戸市人事給与システムリプレイス業務

#### (2) 業務内容

平戸市人事給与システムリプレイスを実施する業務（詳細は「平戸市人事給与システムリプレイス業務仕様書」のとおり）

#### (3) 履行期間

契約締結日の日から令和4年（2022年）8月31日まで

#### (4) 業務場所

平戸市役所

#### (5) 提案上限額

提案上限額は、7,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

#### (6) 選定の方法

公募型プロポーザル方式

### 3. プロポーザルに関する事項

#### (1) 実施スケジュール

スケジュールは以下の予定とします。（都合により変更する場合があります。）

内容	日程
公告(募集開始)	令和4年4月27日(水)
参加申込書提出期限	令和4年4月27日(水)～5月18日(水)
質疑書提出期限	令和4年4月27日(水)～5月16日(月)
質疑書への回答期限	令和4年5月17日(火)
企画提案書提出期限	令和4年5月23日(月)
審査日【予定】	令和4年5月26日(木)
結果通知・公表【予定】	令和4年5月27日(金)

- (2) 募集要項等について  
募集要項及び仕様書をはじめとする公募に関する資料、様式等については、平戸市ホームページからダウンロードしてください。
- (3) 参加申込書の提出
- ア 提出期限  
令和4年5月18日（水）午後5時まで
- イ 提出方法及び部数  
持参または郵送とします。（郵送の場合は5月18日（水）必着）
- ウ 提出資料
- ・参加申込書（様式1） 1部
  - ・誓約書（様式2） 1部
  - ・会社概要書（様式3） 1部
  - ・国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（直近事業年度で提出期限3月以内のもの） 1部
  - ・プライバシーマーク認証（JIS Q 15001）及び情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC27001:2013））の認定証のコピー 1部
- エ 提出場所（郵送提出の場合の送付先）  
平戸市総務部人事課人事班
- オ 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「平戸市人事給与システムリプレイス業務に係る企画提案参加辞退届（様式4）」を提出してください。
- カ その他  
プロポーザル内容等事前説明会は行いません。
- (4) 質問及び回答
- ア 「質疑書（様式5）」は持参、郵送または電子メールにより提出してください。
- 【電子メールアドレス】 [gyokaku@city.hirado.lg.jp](mailto:gyokaku@city.hirado.lg.jp)
- イ 質問に対する回答は適宜、平戸市ホームページに掲載します。また、質問の回答内容をもって、本要領の追加または修正をしたものとします。
- ウ 電話での質問回答は致しませんので、本プロポーザルに関するご質問については必ず「質疑書（様式5）」を用いてください。
- (5) 企画提案書について
- ア 受付期間  
令和4年5月23日（月）までの土日祝を除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出方法

持参または郵送とします。

ウ 提出資料及び部数

・企画提案提出書（様式6） 5部【正本1部・副本4部】

・企画提案書（任意様式） 5部【正本1部・副本4部】

※5. 企画提案書に関する事項の詳細を確認してください。

・機能要件一覧表（様式7） 5部【正本1部・副本4部】

※企画提案書に綴じ込んで提出をお願いします。

・工程表（任意様式） 5部【正本1部・副本4部】

※企画提案書に綴じ込んで提出をお願いします。

・見積書（任意様式） 5部【正本1部・副本4部】

※見積書の作成にあたっては、内訳がわかるよう明細を記載するか、別紙にて添付をお願いします。

エ 提出場所

平戸市総務部人事課人事班（平戸市役所3階）

4. 応募に関する事項

(1) 複数法人共同で応募する場合は、構成員の中から代表を定めてください。

(2) 一つの法人が複数の応募をすることはできません。

(3) 応募者またはその構成員となる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において次の要件を満たしていなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。

イ 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

カ プライバシーマーク（Pマーク）及びISMS適合性評価制度（ISO27001）の認証を取得していること。

キ 次のいずれにも該当しないこと。

- ①暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - ④自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
  - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ⑦③から⑥に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ケ 平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年平戸市告示第69号）第3条に規定する入札参加排除措置を市から受けていないこと。また、受ける見込みもないこと。

## 5. 企画提案書等に関する事項

### （1）様式等

ア 企画提案書の様式は任意としますが、「平戸市人事給与システムリプレイス業務仕様書」の内容を踏まえて作成してください。また、提案書の項目については下記（2）提案項目に準じて作成してください。

イ 用紙の規格は、A4判縦又は横書きとし、文字サイズ11ポイント以上・両面印刷として、20ページ以内を原則とします。

ウ 文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

### （2）提案項目

ア 平戸市人事給与システムリプレイス業務について

① 人事給与システムソフトウェアについて

② 導入効果を高めるための人事給与システムに関する運用の考え方

イ 業務実施、サポート体制について

ウ 業務実施スケジュールについて

エ その他、人事給与システムに関し効果的な提案

(3) 提出部数

ア 正本1部、副本4部

イ 電子データによる提出は認めません。また、本要項に規定する書類以外の書類等は受理しません。

(4) 参加辞退

企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加申込書の参加辞退の方法と同様に、「平戸市人事給与システムリプレイス業務に係る企画提案参加辞退届（様式4）」を提出してください。

(5) 企画提案書の費用負担

提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とします。

(6) 疑義の照会

企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合、必要に応じて本市から照会を行います。

(7) 提出された書類に関する取扱い

提出された企画提案等に関する書類については次のとおり取り扱うこととします。

ア 返却しません。

イ 審査の過程で必要に応じて複製する場合があります。

ウ 記載内容の追加及び変更は認めません。

6. 審査に関する事項

(1) 平戸市人事給与システムリプレイス業務プロポーザル選定委員会において、提出資料により審査を行います。

(2) 受託候補者の選定については以下のとおりです。

ア 提案書及び提案された見積金額をもとに、別紙1で示す審査基準に基づいて審査を行い、最高得点者を受託候補者として選定します。

イ 最高得点となる者が2者以上あるときは、見積金額が低い者を受託候補者として選定します。

ウ 上位の事業者が辞退又は失格となった場合は、審査点が高い者から順に

受託候補者とします。

エ 選定する基準として、得点が配点合計（満点）の6割以上であることを要件とします。

(3) 審査結果は選定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けません。

(4) 審査結果は、平戸市ホームページにおいて公表します。なお、公表の内容は下記のとおりとします。

ア 参加申込者数

イ 受託候補者の名称及び審査点

ウ 受託候補者以外の審査点

## 7. 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容が基本となりますが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合があります。

なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととします。

## 8. 留意事項

### (1) 失格事項

企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 見積金額が実施要領に示す提案上限額を超える場合

カ 実施要領等に違反すると認められた場合

キ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとします。

- ア 企画提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とします。
- イ 緊急やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。
- ウ 複数の提案はできません。
- エ 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属します。  
ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例（平成17年平戸市条例第15号）に基づき公開することがあります。

## 9. 事務局

担当部署：平戸市総務部人事課人事班（平戸市役所3階）

所在地：〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3

連絡先：（電話）0950-22-9104（直通） （FAX）0950-22-5178

電子メール：jinji@city.hirado.lg.jp

担当：豊嶋